

## 令和6年第10回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年12月2日（令和6年11月26日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和6年12月2日（月） 午前9時30分  
           散会 午前11時44分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	石國佳壽子	2番	奈須 正宜	3番	鍵本 亜紀	4番	野田 佳文
5番	日高八重美	6番	瀧田 均	7番	平野 一成	8番	和田 文雄
9番	宮田 博	10番	漆谷 光夫	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	石國佳壽子	2番	奈須 正宜	3番	鍵本 亜紀	4番	野田 佳文
5番	日高八重美	6番	瀧田 均	7番	平野 一成	8番	和田 文雄
9番	宮田 博	10番	漆谷 光夫	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	大屋 光宏	副町長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
2番	奈須 正宜	3番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

# 令和6年第10回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月2日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第7号 専決処分の承認  
(令和6年度邑南町一般会計補正予算第7号)
- 日程第6 議案第105号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正
- 日程第7 議案第106号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- 日程第8 議案第107号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第9 議案第108号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号
- 日程第10 議案第109号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号
- 日程第11 議案第110号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号
- 日程第12 議案第111号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号
- 日程第13 議案第112号 邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正
- 日程第14 議案第113号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

- 日程第15 議案第114号 指定管理者の指定  
( 邑南町香木の森公園、いわみ温泉活用施設、  
邑南町農林漁業体験施設)
- 日程第16 議案第115号 邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議
- 日程第17 議案第116号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号
- 日程第18 議案第117号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第4号
- 日程第19 議案第118号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第4号
- 日程第20 議案第119号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号
- 日程第21 議案第120号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第2号
- 日程第22 議案第121号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号
- 日程第23 議案第122号 令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号

令和6年第10回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和6年12月2日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会、開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） ただいまから、令和6年第10回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。2番奈須議員。3番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月13日の12日間といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日12月2日から12月13日の12日間とすることに決定をいたしました。



( 日程第 3 諸般の報告 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 3。諸般の報告を行います。執行部より、報告第 15 号専決処分の報告について。監査委員より、報告第 16 号例月現金出納検査結果報告について。議長等の動静報告はお手元に配布しておりますとおりでございます。閉会中の委員辞任許可及び委員選任について御報告をいたします。去る 11 月 25 日に 8 番和田文雄議員から、一身上の都合により同日付けをもって議会広報公聴常任委員会委員を辞任したい旨の願いが提出されております。邑南町議会委員会条例第 12 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、11 月 25 日にこれを許可しております。石國議員の常任委員及び特別委員会委員の選任について、邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項ただし書きの規定により議長において指名し、令和 6 年 11 月 25 日に議会広報公聴常任委員会委員及び人口問題特別委員会委員に選任したので報告します。



( 日程第 4 行政報告 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 4。行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○大屋町長 (大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長 (石橋純二) はい、大屋町長。

○大屋町長 (大屋光宏) 令和 6 年第 10 回邑南町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の報告を申し上げます。はじめに叙勲並びに各種表彰について申し上げます。11 月 3 日付けの秋の叙勲において、中野地区の元矢上郵便局長椿孝博さんの郵政事業功労に対し、瑞宝双光章の受章が発令されました。また、中野地区出身で京都府木津川市在住の同志社大学名誉教授日高重助さんの教育研究功労に対し、瑞宝中綬章の受章が発令されました。次に、11 月 28 日付けの令和 6 年度島根県各種功労者表彰において、出羽地区の日高輝和さんの地方自治功労に対し、島根県各種功労者表彰が贈呈されました。これまでの功績を讃えるとともに、心からお慶び申し上げます。次に現在進めております諸施策等について申し上げます。まず、最初に邑南町 20 周年記念事業について申し上げます。10 月 6 日

邑南町健康センター元気館において、邑南町20周年記念式典を開催いたしました。当日はさくらほろほろの合唱で、第1部記念式典の幕を開けました。式典の中では令和6年度邑南町表彰式を併せて行い、その後は、やまんばよさこい隊の演舞、第2部中学生・高校生のパネルディスカッション・石見あらがね太鼓の演奏、第3部成人・若者の未来への主張発表、第4部女性が輝くおおなん行動宣言で終了しました。次に邑南町農業振興大会について申し上げます。この大会は10月27日に邑南町健康センター元気館で開催し、日本総合研究所主席研究員の藻谷浩介氏の基調講演や、町内の取組事例紹介に加え町内産物を使用した飲食販売、各種の展示、相談ブースを設け、町内外より約200名の方に来場いただきました。次に、20周年記念プロジェクト事業について申し上げます。この事業の採択を受けた16団体中、11月末時点で15団体が補助金を活用した事業を実施しているところです。これまでに実施されたものは、子どもたちの未来につながる事業や地域間交流を深める事業など、地域の皆さんの手によって多種多様なイベント等が行われたところです。来年2月末までに、残りの1団体も20周年記念として地域を盛り上げる事業を実施する予定となっております。事業一覧について別紙を添付しておりますので、そちらを御確認ください。次に、道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。地中熱を活用した融雪設備整備工事については、地中工事をほぼ終え現在は融雪用パイプの設置とコンクリート舗装を進めており、11月末時点の進捗率は88%となっております。また、本体建築等工事については柱や梁など建物の骨組みとなる鉄骨の組立てを進めており、11月末時点の進捗率は27%となっております。引き続き、地域の皆様の御協力をいただきながら安全を最優先に工事を進め工期限内に完成できるよう事業を進めてまいります。次に、地域コミュニティの再編について申し上げます。現在、邑南町は地域運営組織形成支援事業を進めており、町職員や中間支援組織が地域での会議等へ参加すると共に、地域運営組織の設立に向けた話合い等に係る経費等の補助を行っています。現在は、井原地区では4自治会を統合する話合いを進め令和6年9月30日に井原自治会の設立総会が行われました。次に、日貫地区では日貫地区自治協議会において5自治会を令和7年度に統合し、地域運営組織として活動するために機能再編を含めた話合いが進められています。また、出羽地区は既に地区単位の自治会ではありますが、令和7年度から地域運営組織として活動するかについて自治会企画会議等で話し合っておられ、必要に応じて職員から説明の機会を設け職員と事務局の個別協議を行っています。そして、阿須那地区では地区社協が中心となり11月から話合いを始められたところです。以上のように、現在4つの地区で新たな地域運営の組織の形成や今後の運営についての話合い等の動きがあり、町としてもその活動について支援を行っているところです。次に、国の統計調査である農林業センサスについて申し上げます。2

025年2月1日を基準日として、2025年農林業センサスが全国一斉に実施されます。この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、一定規模以上の農地や家畜を所有する農家や林業者、法人を対象に農林業の実態を把握するためのデータを収集することを目的に実施するものです。邑南町では12月下旬から2月上旬にかけて統計調査員が各農林業経営体を訪問し、リーフレットの配布や調査票の回収を行います。調査結果は集計後インターネットや刊行物で公表され、個人情報には統計法に基づき厳重に保護されます。次に、定額減税調整給付金の支給状況について申し上げます。6月下旬に対象者1,805人に調整給付金確認書を発送したところですが、未申請者に対する周知として広報紙及び町ホームページなどに掲載するとともに、直接勸奨文書の送付を行ってきました。最終的に、1,703人に対して給付を行い予算執行率は96.40%となりました。次に、子育て支援について申し上げます。妊娠期からの健康づくりやバランスのとれた食生活習慣の確立を目指すことを目的に、妊娠届を出された妊婦に、町内産の野菜や米などの食材と妊娠期や食に関する情報提供資材のセットを提供するマタニティベジボックス事業を10月から開始し、11月19日現在で16件の申請がありました。次に、農林業の振興について申し上げます。まず令和6年産水稻の作況ですが、11月19日に発表された10月25日現在の農林水産統計作物統計調査によりますと、全国の作況指数は101の平年並み、島根県は100の平年並みですが、うち石見部は、98のやや不良と見込まれています。また10アール当たりの予想収量については、島根県では前年比10キログラム減の505キログラム、うち石見部は前年比6キログラム減の484キログラムと見込まれています。町内産米の品質等の状況については、JAしまね島根おおち地区本部によりますと11月28日現在で、水稻うるち米の1等米比率は77.6%。昨年同期の88.1%に対し10.5ポイント減となっています。これら作柄等の低下については、県内において6月下旬から7月中旬の日照時間が平年を下回ったことによる影響や8月以降の成熟期の高温により、島根おおち管内では白未熟粒などの高温障害が多発したことが原因と考えられています。次に、森林環境譲与税についてです。本年度から森林環境税の徴収が始まり、譲与額も前年比約1,880万円増の6,492万円となる予定です。この財源を活用し間伐などの森林整備や路網整備、担い手の確保・育成を進めるとともに、集落等の実施する集落里山周辺整備事業などに取り組んでいます。また、木質バイオマスの利用促進に向けた取組みとして、現在導入中の霧の湯薪ボイラーなどに必要となる薪の供給体制についても整備を行っているところです。今後も、町内の森林環境の保全に向けて森林整備や担い手の確保に重点を置きながら、効果的な取組みにつながっていくよう事業を進めてまいります。次に、有機農業の推進について申し上げます。有機農業の推進については、本年度も邑南町環境保全型農業推進

検討会議を中心に取組みを進め、6月に水田除草機の実演研修会の開催、10月に販路拡大を目的とした展示会への出展を実施したところです。また、消費者生産者向けの研修会として、国が示すみどりの食料システム戦略に関する研修を1月に、農業経営者の視点から見た有機農業についての研修を2月に、土壌肥沃度と作物の生育に関する研修を3月に開催する予定としています。これらの取組みをはじめ、今後も普及啓発に努め有機農業の産地づくりを進めてまいります。次に、立命館大学との連携協定について御報告いたします。昨年に引き続き本町と立命館大学食マネジメント学部との連携協力に関する協定に基づいた、課題発見型学習が行われました。9月7日から9日の3日間学生3名が本町に滞在し、食をテーマに町の取組みや事業者の状況、中山間地域の現状・課題についての調査研究に取り組みされました。本町からは研究テーマとして地産地消の推進を提案させていただいており、このテーマに沿って、町内の飲食店や食品加工事業者・産直市・生産現場等を訪問し、それぞれの事業者へのヒアリングを実施されています。12月3日にはこの報告会がオンラインで行われる予定となっています。次に、邑南町進出企業人材確保対策会議について申し上げます。邑南町内の進出企業の人材確保や定着に関しては、進出企業と行政など関係機関で組織する、邑南町進出企業人材確保対策会議を中心に取組みを進めているところです。本年度の取組みとしましては、対策会議内で提起がありました人材を確保する上での住宅確保問題について企業と関係課でも協議を進めているところであり、特に外国人材のニーズにあった町営住宅の活用について具体的に検討もしたところです。次に、教育委員会関係です。まず、学びのまち総務課について申し上げます。石見中学校既存校舎等解体工事について申し上げます。現在進めております旧校舎の解体工事において、旧校舎に調査を上回る多くの残存物があったためその処理に時間を要したことや、コンクリートがれき等の処分先リサイクルプラントの保管容量が限界に達したため、現場内に処理プラントを設置し対応することとなりました。これらの理由により、当初の計画から工事に遅れが生じております。この遅れにより校庭外構整備工事の全体工程に影響が生じ、3月末までに工事を完了することが困難な状況となっております。次に、学びのまち推進課関係について申し上げます。まずは、スポーツ推進委員表彰についてです。6月29日付けで中国地区スポーツ推進委員協議会功労者表彰を、田所地区の洲濱美歩さん、出羽地区の日高一枝さんが受賞されました。また11月14日付けで全国スポーツ推進委員協議会30年勤続スポーツ推進委員表彰並びにスポーツ推進委員功労者表彰を、田所地区の日高歳彦さんが受賞されました。受賞された皆様のこれまでの功績を讃えるとともに、心からお慶び申し上げます。次に、フィンランド共和国交流事業についてです。10月22日から27日にかけて、フィンランド共和国エスポー高校の生徒16名と引率教員2名が来町し、矢上高校・瑞穂

中学校・高原小学校の児童生徒や、井原・布施・高原地区の皆さんと交流を深めました。ホームステイに積極的に関わっていただいたフィンランド協会やボランティアの皆さんには、大変お世話になりました。次に、人権同和教育推進事業についてです。

10月30日に、島根県同和教育推進協議会連合会研究集会が邑南町健康センター元気館にて行われました。聴覚障がいテーマとして来年日本で初めて開催される、聞こえない聞こえにくい人のための国際総合スポーツ競技大会デフリンピックの魅力の紹介と、手話への理解を深めることを目的に行いました。デフリンピック男子ハンマー投げ金メダリストの森本真敏さんを講師としてお迎えして、手話で講演いただきました。当日は県西部から100名以上の参加がありました。次に、共生社会実現事業に関してです。11月23日に、邑南町共生社会推進アドバイザーの浦田理恵さんの講演と、元日本ゴールボール協会専務理事の近藤和夫さんとのトークセッションを開催しました。一步を踏み出す勇気、自分が変われば世界が変わるをテーマに、御自身の経験をもとに、自分が動かなければ何も始まらないこと、チャレンジは成功するか成長するか失敗はその過程にあるもの、など今後の力となる内容でお話をいただきました。元日本ゴールボール協会専務理事である近藤さんは、東京パラリンピックのゴールボール会場の運営責任者でした。次に、邑南町発注の公共事業についてですが、これは別紙一覧表で発注状況を報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、12月議会定例会の開会に当たり、本年度の諸施策について一般行政報告をさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案5件、補正予算案12件、その他案2件、合わせて19件としております。何卒、慎重に御審議の上適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。続きまして、諸般の報告をさせていただきます。はじめに、江津邑智消防組合の決算でございますが、江津邑智消防組合議会定例会が9月30日に開催され、令和5年度の一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、その決算概要について御報告申し上げます。まず、令和5年中の組合管内における火災発生件数は32件で前年比1件の減となり、そのうち本町が8件で前年比5件の減となっています。また、救急出動件数は2,594件で前年比18件の減となり、そのうち本町が698件で前年比26件の増となっています。搬送人数は2,490名で、そのうち65歳以上は1,992名、ドクターヘリによる搬送は69名となっています。次に、令和5年度の歳入歳出の決算状況でございますが、お手元に決算書をお配りしていますので、資料ナンバー1の5ページを御覧ください。歳入総額は12億5,802万3,000円、歳出総額は12億3,616万9,000円で、歳入歳出差引残額は2,185万4,000円でございます。歳入における決算額でございますが、1ページを御覧ください。構成市町からの負担金は、11億8,762万7,000円で歳入総額の94.4%を占めています。本町

の負担金は、3億3,746万5,000円で前年度に比べ364万9,000円、1.1%の増額となり、4市町合計の28.4%を占めています。負担金のうち普通交付税算入額3億1,665万7,000円を差し引いた実質一般財源負担額は、2,080万8,000円でございます。次に、歳出における決算額でございますが、3ページ、4ページを御覧ください。消防費の決算額11億2,103万8,901円の内訳は、常備消防費が10億2,864万1,241円、消防施設費が9,239万7,660円で、常備消防費の主なもの、報酬・給料等の人件費9億23万4,551円で、消防施設費の主なもの、消防本部庁舎非常用発電機機能強化工事4,337万140円、高規格救急自動車更新整備事業2,744万5,000円となっています。地方債残高は6億9,040万1,055円となっています。財産に関する状況につきましては、7ページのとおりとなっていますので御覧いただきたいと思っております。次に、邑智郡公立病院組合の決算でございますが、邑智郡公立病院組合議会が10月4日に開催され、令和5年度の邑智郡公立病院組合病院事業会計収支決算が認定されましたので、その決算概要について御報告申し上げます。お手元に決算書をお配りしていますので、資料ナンバー2を御覧ください。令和5年度は泌尿器科医師及び麻酔科医師の着任により、医療提供体制がより充実しました。新型コロナウイルス感染症患者の減少や歯科医師の交代等により、総合診療科及び歯科において外来患者が減少しました。また、北海道十勝地方にある公立芽室病院と、持続可能な地域医療を展開することを目的とした友好病院提携協定書を、令和6年3月16日に締結しました。業務の状況につきましては、8ページを御覧ください。入院外来別患者数の推移をみますと年間入院患者数は3万2,064人で、対前年度48人、0.1%の減少であり、1日平均入院患者数は87.6人で、前年度と比較しますと0.4人、0.5%の減少、病床稼働率は89.4%と0.4ポイントの減少となりました。外来患者の内訳につきましても、年間外来患者数は4万9,683人で、対前年度2,121人、4.1%の減少であり、1日平均外来患者数が202.8人で前年度と比較しますと10.4人、4.9%の減少となっております。こうした影響を受けた収益的収支の決算額でございますが、1ページを御覧ください。病院事業収益は20億5,471万2,307円、病院事業費用は19億5,546万1,369円で、3ページにありますように、経常利益は9,145万7,887円を出すことができました。次に資本的収支の状況でございますが、2ページを御覧ください。資本的収入は21億3,335万1,000円、資本的支出は23億4,676万8,559円となり、不足する額2億1,341万7,559円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金並びに建設改良積立金で補填しています。次に資産の状況でございますが、5ページから6ページを御覧ください。

い。令和5年度末で、固定資産流動資産を合わせまして、資産合計は69億5,303万622円でございます。また、企業債未償還元金残高は9ページにありますように、14億428万1,354円となっておりますので併せて御報告いたします。以上、江津邑智消防組合と邑智郡公立病院組合の決算について御報告をさせていただきました。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 承認第7号 専決処分の承認  
令和6年度邑南町一般会計補正予算第7号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。承認第7号専決処分の承認についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第7号の提案理由を御説明申し上げます。承認第7号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町一般会計補正予算第7号により歳入歳出それぞれ、1,529万7,000円を追加することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては、財務課長より説明しますのでよろしく願いいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度邑南町一般会計補正予算第7号について説明します。今回の補正予算の内容は、令和6年11月1日から3日の豪雨による災害対策によるものです。予算書1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1,529万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を163億196万5,000円としたも

のです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。第2条の地方債の補正は、4ページの第2表地方債補正のとおり、追加分として現年発生林道補助災害一般単独災害復旧事業債150万円を追加したものです。変更分は、現年発生農業用施設補助災害一般単独災害復旧事業債を150万円から300万円に、現年発生公共土木施設補助災害一般単独災害復旧事業債を140万から240万円にしたものです。これにより変更分合計は、補正前の限度額290万円から250万円の追加で、補正後の限度額は540万円となります。地方債の限度額の合計は400万円を追加し、34億8,655万9,000円となりました。補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ5ページをお開きください。歳入です。12款分担金及び負担金1項分担金11目災害復旧費分担金1節農林水産施設災害復旧費分担金は、45万7,000円を追加したものです。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,084万円を追加したものです。これにより、財政調整基金年度末残高(予算)は、10億9,799万円となりました。21款町債1項町債11目災害復旧事業債は、第2表地方債補正のとおりです。6ページ7ページをお開きください。歳出です。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、011土木費「令和6年」災害対策費で、町道6か所の応急工事等のため工事請負費653万円を追加したものです。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地災害復旧費は、001農地災害復旧事業費(現年・補助災害)で295万円を追加。2目農業用施設災害復旧費は、001農業用施設災害復旧事業費(現年・補助災害)で231万7,000円を追加。3目林道災害復旧費は、001林道災害復旧費(現年・補助災害)で240万円を追加したものです。2項公共土木災害復旧費1目公共土木災害復旧費は、001公共土木災害復旧事業費(現年・補助災害)で110万円を追加したものです。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●中村議員(中村昌史) 議長、11番。

●石橋議長(石橋純二) 11番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 説明書の7ページです。土木総務費工事請負費の件で

ざいます。町道6か所の応急工事、災害の対象にならなかった部分の応急工事ということかと思いますが、これは本復旧といいますか災害発生前の現状に復旧をするものかどうか、仮工事なのか。もし仮工事であれば、その後の予定はどうなるのかを教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、建設課長。

○上田建設課長（上田修） 災害の対象にならない箇所に応急についてでございます。この6か所でございますけれども、落石あるいは土砂の流入等々で支障があるというところで予算をお願いをしたものでございます。まず、撤去をさせていただくというところが第一でございます。また、路肩等の崩壊等も若干見受けられますので、そういったところにつきましては、ブロック等あるいはコンクリート工事等で復旧をさせていただくものでございまして、この処理で一応終わるというところで考えております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。承認第7号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、承認第7号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第6 議案第105号

邑南町職員の給与に関する条例の一部改正 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第105号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第105号の提案理由を御説明申し上げます。議案第105号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは給料表等の改定に伴う改正でございます。詳細につきましては、総務課長より説明しますのでよろしくお願いたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第105号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に基づく邑南町職員の給料表、行政職給料表一、医療職給料表一、医療職給料表三の改定。医療職給料表一適用の医師等初任給調整手当の支給月額限度額の改正。一般職員の期末手当の支給率を100分の122.5から、12月支給分を100分の127.5に改正。同じく勤勉手当の支給率を100分の102.5から、12月支給分を100分の107.5に改正。暫定再任用職員の期末手当の支給率を100分の68.75から、12月支給分を100分の71.25に改正。同じく勤勉手当の支給率を100分の48.75から、12月支給分を100分の51.25に改正するため、邑南町職員の給与に

関する条例の一部改正を行うものでございます。新旧対照表27分の1ページ第1条関係でございます。第9条初任給調整手当、第1号の支給月額限度額、現行415,600円を、改正後案では416,600円、同じく、現行51,100円を、改正後案では51,600円に改正いたします。第19条期末手当、第2項の期末手当の支給率、現行100分の122.5を、改正後案では、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5に改正します。新旧対照表27分の2ページ、同条第3項、現行100分の68.75を、改正後案では、6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25に改正いたします。第20条勤勉手当、第2項第1号の勤勉手当の支給率、現行100分の102.5を改正後案では、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5に改正いたします。新旧対照表27分の3ページ、同条第2項第2号、現行100分の48.75を改正後案では、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25に改正いたします。新旧対照表27分の3ページから9ページ。一般職に適用される給料表行政職給料表一の改定ですが、初任給を大幅に引き上げ特に若年層から30歳代後半までの職員に重点を置いて、現行を改正後案のとおり改定いたします。新旧対照表27分の10ページから15ページ。医師に適用される給料表医療職給料表一。新旧対照表27分の16ページから25ページ。看護師に適用される給料表医療職給料表三についても現行を改正後案のとおり改定いたします。次に新旧対照表27分の26ページ、第2条関係。第19条勤末手当、第2項第1号の期末手当の支給率、現行、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を改正後案では、100分の125に改正いたします。同条第3項、現行、6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25を改正後案では、100分の70に改正いたします。第20条勤勉手当、第2項第1号、現行、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を、改正後案では、100分の105に改正いたします。同第2号、現行、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を改正後案では、100分の50に改正します。条文に戻っていただきまして、附則第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するとしています。附則第2項、第1条の規定は令和6年4月1日から遡及適用します。附則第3項、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払とみなします。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第105号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第105号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第7 議案第106号

邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部改正）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。議案第106号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第106号の提案理由を御説明申し上げます。議案第106号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは給料表の改定に伴う改正でございます。詳細につきましては、総務課長より説明しますのでよろしくお願ひいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第106号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、任期付職員の給料表について第6条第1項で、邑南町職員の給与に関する条例に定める給料表を適用することと規定しているため、人事院勧告に基づく改定後の給与条例の給料表を適用するため、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。新旧対照表附則5項、給料表の改定に伴う特例措置として、一般職の給料表の改定に伴い任期付職員の職に対応する給料表を改定し、令和6年4月1日から遡及適用し、改正前の給料表に基づいて支給された給与は、改正後の給料表に基づいて支給された給与の内払とみなす旨の規定を新設いたします。条文に戻り、附則この条例は公布の日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第106号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第107号

邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第8。議案第107号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第107号の提案理由を御説明申し上げます。議案第107号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは給料表等の改定に伴う改正でございます。詳細につきましては、総務課長より説明しますのでよろしく願いいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第107号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に基づく給与法等の改正により会計年度任用職員の給料表を改定するため、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。新旧対照表7分の1ページから7ページ、第1条関係別表第1第4条関係。会計年度任用職員給料表について若年層に重点を置き、現行を改正後案のとおり改定します。次に新旧対照表7分の7ページ、別表第3第16条関係の職員の種別による時間額、日額の現行を改正後案のとおり改定するとともに、改正後案に高度な行政知識を有し、職員と同等な業務に従事する者として、時間額1,520円、日額11,800円を新設いたします。条文に戻り、附則この条例は公布の日から施行し令和6年4月1日から遡及適用いたします。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第107号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第107号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 議案第108号

令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。議案第108号令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第108号の提案理由を御説明申し上げます。議案第108号令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ7,138万6,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、財務課長より説明しますのでよろしくお願いたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第108号令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号について、説明します。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ7,138万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億7,335万1,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりです。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ5ページをお開きください。歳入です。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、7,097万4,000円を追加。28目邑南町森林環境保全対策基金繰入金は、41万2,000円を追加するものです。これによ

り、財政調整基金年度末残高予算は、10億2,701万円となります。6ページ7ページをお開きください。歳出です。人事院勧告を受け月例給を2.76%、期末勤勉手当については正規職員が期末勤勉それぞれ0.05か月、暫定再任用職員については期末勤勉手当それぞれ0.025か月、任期付職員については期末勤勉手当それぞれ0.05か月、会計年度任用職員については期末勤勉手当それぞれ0.05か月引き上げることによる追加、引上げに伴う退職手当負担金及び共済負担金の追加を行うものです。給与費の改正は、1款1項議会費、2款1項総務管理費、2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費、5項統計調査費、6項監査委員費、3款1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項生活保護費、4款1項保健衛生費、5款1項労働諸費、6款1項農業費、2項林業費、7款1項商工費、8款1項土木管理費、2項道路橋りょう費、4項住宅費、9款1項消防費、10款1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費にわたっており、総額としては、7,138万6,000円となるものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第108号令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第108号令和6年度邑南町一般会計補正予算第8号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 議案第109号  
令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第3号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第10。議案第109号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第109号の提案理由を御説明申し上げます。議案第109号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加するものでございます。詳細につきましては町民課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第109号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,736万円とするものでございます。この度の補正は、給与改定に伴いまして職員給与費の引上げを行うための補正でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。9款繰入金2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金を41万6,000円追加するものでございます。続きまして、歳出でございま

す。1款総務費1項総務管理費1目国民健康保険事業一般管理費につきまして、職員給与費を41万6,000円追加するものでございます。以上、令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第109号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第109号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時50分とさせていただきます。

—— 10時 35分 休憩 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程第11 議案第110号

令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第3号 )

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第11。議案第110号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第110号の提案理由を御説明申し上げます。議案第110号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ252万8,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、町民課長より説明しますのでよろしく願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第110号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ252万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,390万8,000円とするものでございます。この度の補正は、給与改定に伴いまして職員給与費の引上げを行うための補正でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所及び矢上診療所運営費補填繰入金を合わせまして、252万8,000円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費

1 項施設管理費 1 目一般管理費につきまして、阿須那診療所一般管理費、矢上診療所一般管理費、矢上診療所職員給与費を合わせまして、252万8,000円追加するものでございます。以上、令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第110号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第110号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 議案第111号

令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。議案第111号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第111号の提案理由を御説明申し上げます。議案第111号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出321万6,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、水道課長より説明しますのでよろしくお願いたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第111号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。今回の補正は、収益的支出の項目につきまして追加をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条収益的支出は支出科目第1款水道事業費用第1項営業費用を、321万6,000円追加して3億5,598万1,000円とするものでございます。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、（1）職員給与費321万6,000円追加して6,007万7,000円とするものでございます。次に、詳細を補正予算に関する説明書で御説明いたします。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。収益的支出1款水道事業費用は1目原水及び浄水費を173万6,000円。2目配水及び給水費を77万7,000円。3目総係費を70万3,000円。いずれも主に人事院勧告に伴う改定分の追加でございます。以下2ページから予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので、御確認をお願いします。以上、地方公営企業法第24条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

( 「ありません」の声あり )

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●石橋議長 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第111号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第111号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第13 議案第112号

邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第13。議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長(大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、大屋町長。

○大屋町長(大屋光宏) 議案第112の提案理由を御説明申し上げます。議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正についてでございますが、これは給食審議会委員の構成変更に伴う改正でございます。詳細につきましては、学びの

まち推進課長より説明しますのでよろしくお願ひいたします。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、原学びのまち推進課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正について、御説明申し上げます。共同調理場の運営について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、必要に応じ意見を具申する学校給食審議会を組織する委員の所属から、議会議員を削るものです。議案に添付しております邑南町立学校給食共同調理場条例の新旧対照表を御覧ください。第4条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同項に第5号その他教育長が特に必要と認めたものを加えるものです。条文に戻り、施行日は附則のとおり公布の日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第113号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第14。議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第113号の提案理由を御説明申し上げます。議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、これは刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に伴う条例の制定でございます。詳細につきましては総務課長より説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明します。この度の制定は刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑法規定中の懲役、禁錮が廃止され、これらに代わり拘禁刑が創設されたことに伴い、懲役、禁錮を規定に含む関係条例の整理を行うものです。法改正に基づき改正を行う関係条例は、第1条関係では、邑南町情報公開条例、邑南町行政不服審査会条例、邑南町個人情報保護法施行条例、邑南町個人情報保護審議会条例、邑南町議会の個人情報の保護に関する条例。第2条関係では、邑南町職員の給与に関する条例、邑南町消防団条例、邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例。第3条関係では、邑南町表彰条例となっており、それぞれ規定されている懲役、禁錮を、新たに創設された拘禁刑に改めます。附則としまして、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第15 議案第114号 指定管理者の指定

（ 邑南町香木の森公園、いわみ温泉活用施設、  
邑南町農林漁業体験施設 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第15。議案第114号指定管理者の指定を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第114号の提案理由を御説明申し上げます。議案第114号邑南町香木の森公園・いわみ温泉活用施設・邑南町農林漁業体験施設の指定管理者を、一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構に指定しようとするも

のでございます。詳細につきましては産業支援課長より説明しますので、よろしくお  
願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第114号指定管理者の指定について  
御説明いたします。議案第114号の邑南町香木の森公園、いわみ温泉活用施設及び  
邑南町農林漁業体験施設は、邑南町矢上にある香木の森公園及びその周辺の施設にな  
ります。このうち香木の森公園内の各施設は、現在計3者でそれぞれ指定管理してお  
りますが、いずれの施設も指定期間が令和7年3月31日をもって満了します。また  
いわみ温泉活用施設及び邑南町農林漁業体験施設は、令和4年1月に当時の指定管理  
者が運営を休止し、その後令和4年10月1日からは直営により維持管理のみ実施し  
ております。この度これら3施設を一体的に管理し、休止中の2施設の令和7年度か  
らの運営再開も含め、指定管理者の公募を行いました結果、2団体から応募があり、  
その後事業提案を受け選定委員会で選定した結果を庁議に諮り、指定管理者の候補者  
を最終決定し本日提案させていただくものでございます。指定管理者として提案させ  
ていただく団体の名称は、一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構です。指  
定の期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日の4年間とするものです。  
以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでござ  
います。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第16 議案第115号

邑智郡総合事務組合同規約の変更に関する協議 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第16。議案第115号邑智郡総合事務組合同規約の  
変更に関する協議を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第115号の提案理由を御説明申し上げます。議案第115号邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、これは地方自治法第286条第1項による協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては総務課長より説明しますので、よろしく申し上げます。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第115号邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議について、御説明いたします。邑智郡総合事務組合が令和7年度から運用が開始される自治体情報システムの標準化に伴い、これまでは町で行っていた介護保険事業に関わる特定個人情報の照会提供について、事務組合が行う事務に変更することから組合規約の変更が必要となり、構成町の議会議決を求められたものでございます。構成町の議決を経て、事務組合が構成町の議決書の写し等を添えて島根県へ許可申請書を提出されることとなります。附則としまして、組合規約の変更は令和7年3月3日から施行するとされております。以上、地方自治法第286条第1項の規定により、邑智郡総合事務組合規約の一部を変更することに関し協議するため同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第17 議案第116号

令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号

日程第18 議案第117号

令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第4号

日程第19 議案第118号

令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第4号

日程第20 議案第119号

令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号

日程第21 議案第120号

**令和6年度邑南町電気通信事業特別会計**

**補正予算第2号**

**日程第22 議案第121号**

**令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号**

**日程第23 議案第122号**

**令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号)**

●石橋議長（石橋純二） 日程第17。議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号についてから、日程第23。議案第122号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号についてまで7件を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第116号から議案第122号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ1億7,696万5,000円を追加するものでございます。次に、議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ123万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ717万2,000円を追加するものでございます。次に、議案第119号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ256万9,000円を減額するものでございます。次に、議案第120号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ550万円を追加するものでございます。次に、議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号は、資本的収入1,990万8,000円を減額するものでございます。次に、議案第122号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号は、資本的収入587万3,000円、資本的支出590万1,000円をそれぞれ減額し、特例的収入130万6,000円、特例的支出140万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明しますのでよろしく申し上げます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号について、説明します。この度の補正は歳入では分担金の追加。国庫支出金の追加。県支出金の追加。基金繰入金の追加。町債の減額が主なものです。歳出では6月以降の職員人件費の変更に伴う各費目の追加及び減額。総務管理費の追加。社会福祉費の追加。保健衛生費の追加。農業費の減額。住宅費の追加。教育総務費の追加。小学校費の追加。中学校費の追加。農林水産施設災害復旧費の追加。公共土木災害復旧費の追加が主なものです。予算書の1ページをお開きください。第1条を御覧ください。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,696万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億5,031万6,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出補正のとおりです。第2条の繰越明許費は、5ページの第2表繰越明許費のとおりです。これは、年度内の事業完了が困難になったため繰越限度額を設定するものです。内容は、10款教育費1項教育総務費事業名給食車購入事業費、金額を987万9,000円とするものです。1ページにお戻りください。第3条の債務負担行為の補正は、6ページの第3表債務負担行為補正のとおりです。債務負担行為の補正は、債務負担行為の変更分として事項町議会議員選挙費。限度額を150万円を追加し700万円とするものです。1ページにお戻りください。第4条の地方債の補正は、7ページの第4表地方債補正のとおりです。追加分として、現年発生農地補助災害復旧事業債2,600万円。現年発生農業用施設補助災害復旧事業債1,100万円。現年発生林道補助災害復旧事業債410万円。現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債250万円。追加分合計4,360万円とするものです。変更分としては、道の駅瑞穂整備事業債を13億7,270万円から9億3,750万円に。基盤整備促進事業債を5,410万円から5,350万円に。給食センター整備事業債を2,010万円から2,100万円に。学校施設整備事業債を6億6,360万円から6億8,820万円に。現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債を160万円から230万円に変更するものです。変更分合計は、補正前の限度額21億1,210万円から4億960万円の減額で、補正後の限度額は17億250万円となります。地方債合計額では、3億6,600万円を減額し限度額は31億2,055万9,000円となります。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ5ページをお開き

ださい。歳入です。12款分担金及び負担金1項分担金6目農林水産業費分担金は、農業基盤整備促進事業分担金で478万2,000円を減額するものです。8目土木費分担金は、急傾斜崩壊対策事業費分担金で200万円を追加するものです。11目災害復旧費分担金は、980万9,000円を追加するものです。主なものは、現年発生補助災害復旧事業費分担金959万1,000円の追加です。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、4億5,808万2,000円を追加するものです。主なものは、地方創生拠点整備交付金4億5,763万円の追加です。3目民生費国庫補助金は地域介護福祉空間整備交付金で、615万2,000円を追加するものです。11目災害復旧費国庫補助金は林道施設災害復旧費補助金で、575万円を追加するものです。6ページ7ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金11目災害復旧費県補助金は、農地災害復旧費補助金3,100万円。農業用施設災害復旧費補助金1,601万2,000円。合計4,701万2,000円を追加するものです。8ページ9ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、一般寄附金15万円。企業版ふるさと納税寄附金120万円。合計135万円を追加するものです。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、3,163万5,000円を追加するものです。これにより財政調整基金年度末残高予算は、9億9,538万円となります。10ページ11ページをお開きください。21款町債1項町債は、第4表の地方債補正のとおりです。14ページ15ページをお開きください。歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は1,242万円を追加するものです。これは、001職員給与費1,135万2,000円の追加。002一般管理費24まち・ひと・しごと創生基金管理費106万8,000円の追加です。2項徴税费2目賦課徴収費は、203万8,000円を追加するものです。主なものは、007町税等過誤納還付費170万円の追加です。18ページ19ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、328万3,000円を追加するものです。主なものは、030認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費615万2,000円の追加です。20ページ21ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費は、283万4,000円を追加するものです。主なものは、002子ども等医療費161万8,000円の追加です。22ページ23ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費5目農地費は022農村地域防災減災事業費で、550万円を追加するものです。26ページ27ページをお開きください。8款土木費4項住宅費1目住宅管理費は、462万1,000円を追加するものです。これは、002住宅管理費310万3,000円の追加。007公営住宅解体事業費151万8,000円の追加です。30ページ31ページをお開きください。10款教育費2項小学校費3目学校

建設費は、001石見東小学校改修事業費で1,108万3,000円を追加するものです。3項中学校費1目学校管理費は、883万5,000円を追加するものです。主なものは、001中学校総務費870万円の追加です。3目学校建設費は、1,532万3,000円を追加するものです。主なものは、004瑞穂中学校改修事業費1,488万8,000円の追加です。32ページ33ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地災害復旧費は、6,738万6,000円を追加するものです。2目農業用施設災害復旧費は、3,147万1,000円を追加するものです。34ページ35ページをお開きください。3目林道災害復旧費は、1,040万円を追加するものです。2項公共土木災害復旧費1目公共土木災害復旧費は、470万円を追加するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ123万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,859万3,000円とするものでございます。この度の補正は、財政安定化支援事業繰入金、福祉医療波及増繰入金の確定等への対応のため、それぞれについて必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。9款1項基金繰入金でございますが、財政安定化支援事業繰入金、福祉医療波及増繰入金の増額に伴う減額、同款2項他会計繰入金でございますが、職員給付費等繰入金の増、財政安定化支援事業繰入金、福祉医療波及増繰入金の確定等に伴いまして一般会計繰入金を184万9,000円追加するものでございます。続きまして、歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目国民健康保険事業一般管理費でございますが、国保総合システムファイアウォール設定変更に伴い121万円の追加、共済組合負担金増に伴いまして職員給与費を2万円追加、同款3項運営委員会費は会長変更に伴う報酬を3,000円追加するものでございます。次に7款1項基金積立金でございますが、令和5年度特別調整交付金の償還に伴いまして2万7,000円を減額するものでございます。9款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございますが、特別

調整交付金保険者努力支援分の償還に伴いまして2万7,000円を追加するものでございます。続きまして、議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について、御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ717万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,108万円とするものでございます。この度の補正は、へき地医療対策費補助金の申請額及び精算額確定によるもの及び新型コロナウイルスワクチン接種の受託開始等に伴い、それぞれについて必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。1款診療収入3項その他の診療収入でございますが、阿須那・矢上診療所におきまして新型コロナウイルスワクチン接種を実施することに伴いまして84万2,000円を追加するものでございます。次に、5款県支出金1項県補助金4目へき地医療対策費補助金でございますが、令和6年度分の補助金申請額確定に伴いまして114万4,000円を減額するものでございます。次に、8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、4診療所運営費補填分を合わせまして207万7,000円を追加するものでございます。次に、10款諸収入2項受託事業収入3目予防接種等受託料でございますが、阿須那・矢上診療所の新型コロナウイルスワクチン接種受託料として、合わせまして539万7,000円を追加するものでございます。続きまして、歳出でございます。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費でございますが、各診療所職員のワクチン接種に伴い14万1,000円を追加、また、児童手当制度の改正等に伴いまして矢上診療所職員給与費を27万5,000円追加するものでございます。次に、2款医業費1項医業費3目医療用衛生材料費でございますが、阿須那・矢上診療所におきまして新型コロナウイルスワクチン購入費を計上したことに伴い、合わせまして484万1,000円を追加するものでございます。次に、6款諸支出金1項償還金でございますが令和5年度分へき地医療対策費補助金精算により返還金として191万5,000円を追加するものでございます。続きまして、議案第119号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について、御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ256万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億968万7,000円とするものでございます。今回の補正は、令和6年度保険料の本算定及び低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、それぞれ必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、令和6年度保険料の本算定に伴い合わせまして30万円を追加

するものでございます。次に、5款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金につきましては、負担金の確定に伴いまして286万9,000円を減額するものでございます。続きまして、歳出でございます。2款1項後期高齢者医療広域連合負担金1目保険料等負担金につきましては、保険料負担金を30万円追加、保険基盤安定負担金を286万9,000円減額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、低所得者等の保険料軽減分につきまして公費で補填するため同額を一般会計より繰り入れております。以上、3会計につきまして、それぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○柳川情報みらい創造課長（柳川修司）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、柳川情報みらい創造課長。

**○柳川情報みらい創造課長（柳川修司）** 議案第120号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。この度の補正は、大規模な支障移転により光ケーブルの移設費用が不足するため歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,245万4,000円とするものでございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,245万4,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。4ページ5ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金2項負担金1目情報通信施設負担金は、94万円追加するものでございます。これは、新しい邑智病院への新規引込工事に伴う負担金でございます。続いて、8款諸収入1項雑入1目雑入は、456万円を追加するものでございます。これは、道の駅再整備や町道改良に伴う支障移転の補償金でございます。6ページ7ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目電気通信事業一般管理費は、002施設維持費で、14節工事請負費550万円を追加するものでございます。これは、光ケーブル等の支障移転工事費でございます。以上、令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号について、御説明いたします。今回の補正は、資本的収入の項目につきまして減額をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条資本的収入の補正については、予算第4条本文括弧書きを不足する額1億9,692万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,320万2,000円、過年度分損益勘定留保資金6,910万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,461万6,000円で補填するものとする。に改め、第1款資本的収入第2項国庫補助金1,990万8,000円減額して6,775万7,000円とするものでございます。次に詳細を補正予算に関する説明書で説明いたします。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。資本的収入1款資本的収入は、1目国庫補助金を布施・市木及び日和地区基幹改良補助金の減額及び水道施設台帳システム整備費用額確定により、1,990万8,000円減額するものでございます。以下2ページから予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので御確認をお願いします。続きまして議案第122号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号について、御説明いたします。今回の補正は資本的収入及び支出、特例的収入及び支出、企業債について減額及び追加をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書きを不足する額2億762万4,000円は引継金9,962万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億800万2,000円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出についてまず収入科目第1款資本的収入第1項企業債は560万円減額して2億3,650万、第5項国庫補助金は27万3,000円減額して5,725万1,000円とするものでございます。次に支出科目第1款資本的支出第1項建設改良費は、590万1,000円を減額し1億8,466万4,000円とするものでございます。第3条特例的収入及び支出については、予算書第4条の2に定めた特例的収入及び支出の予定額についてですが、特例的収入は130万6,000円追加して2,038万6,000円に、次に特例的支出は140万2,000円追加して、1億1,662万5,000円とするものでございます。第4条予算書第5条に定めた企業債の限度額についてですが、生活排水処理事業債240万円追加して1,670万円、下水道事業債800万円減額して

2, 200万円とするものでございます。次に、詳細を補正予算に関する説明書で説明いたします。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。資本的収入及び支出についてまず収入ですが、1款資本的収入は1項企業債1目企業債を560万円の減額。5項国庫補助金1目国庫補助金を27万3,000円の減額。いずれも公共下水道事業計画見直しに伴うものでございます。次に支出のほうですが、1款資本的支出3目処理場建設改良費を同じく公共下水道事業計画見直しに伴い806万2,000円の減額。4目浄化槽整備事業費を合併浄化槽設置工事請負費216万1,000円を追加するものでございます。以下2ページから予定キャッシュフロー計算書、事業開始貸借対照表及び予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上、2会計につきまして地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。



**( 散会宣告 )**

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前 11時 44分 散会 ——